

各位

井本整体東京本部

「整体生活の会」のご案内

「整体」は日々の生活において、整体の考え方を採り入れ、自ら実践すること、つまり「整体生活」によって得られるものです。

このたび、井本整体が提唱する「整体生活」の実現を目指す方々のための会員制度を開始いたしますので、ご案内いたします。

下記の内容は、会のご案内であると同時に、近日中に正式に発行予定の「会則」の内容要約となります。

記

1. 会の名称

「井本整体 整体生活の会」（以下「会」）とします。

2. 会の所在地

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目25番地4号 井本整体東京本部

3. 会の目的

井本整体の「自らの力による健康なからだ・こころづくり」の考え方に賛同される方を対象とし、「整体生活」実現のため、各種研修の実施、整体に関する情報提供、会員相互の交流サポート等を目的とします。

会員自身および家族等の整体生活サポートが主となりますので、専門的な整体指導者の育成は目的としません。

4. 入会資格

井本整体の発行する“『整体生活の会』のしおり”の内容に賛同する方が、所定の入会手続きをとることにより入会することが出来ます。

5. 入会申込

所定の入会申込書の井本整体東京本部（以下「東京本部」）への提出および入会金および年会費払込完了をもって入会申込とします。

6. 会員資格

会員は支払い済みの年会費対象期間について会員資格を持ちます。

■入会金および年会費

入会金 10,500円

年会費 12,600円

- (1) 同一世帯（同居）のご家族（家族会員）の入会金は免除となります。また、年会費は次のとおりとなります。

同一世帯家族1名につき 6,300円（税込）

- (2) 支払い済みの入会金、年会費については理由のいかんに関わらず返金いたしません。

7. 会員証

入会された方には、会員証を発行します。

8. 休会

- (1) 所定の「休会届」により6ヶ月間に限り休会することが出来ます。
- (2) 休会期間中については、会員としての活動への参加、特典の享受はできません。
- (3) 休会期間中に再入会される場合、入会金は免除となります。
- (4) 休会期間経過中に再入会の手続のない場合は、自動的に退会と見なし、再度入会する場合は、新規入会扱いとなります。

9. 退会

- (1) 会員は所定の「退会届」を東京本部に提出し、退会することが出来ます。
- (2) 所定の年会費の支払いが期限まででない場合、自動的に退会と見なす場合があります。

10. 除名

会の趣旨に反した言動等により会および会員の名誉または会の運営に重大な悪影響を及ぼす場合は除名処分とすることがあります。

11. 会員を対象とした事業

- (1) 機関紙「原点」の定期購読（月刊）
- (2) 年4回の会員向け「整体生活」講座への参加
（原則として祝日に実施します。1.5時間／無料）
- (3) 井本整体主催の特別講座・有料一般向け講座の受講料割引
正月・GW・お盆（3日間） 一般63,000円→会員52,500円
その他有料一般向け講座 一般料金の10%割引
（井本整体東京本部主催のものに限ります）
- (4) 「整体生活」コンサルティング（有料）
各個人の体に合った整体体操選定と具体的なやり方の個人指導を中心に
整体生活全般に関するご質問にもお答えします。
- (5) 整体体操無料体験ワークショップへの継続参加
整体体操ははじめてという方に初回に限り無料体験していただく場です
が、会員の方に限り継続参加が可能となります。数名の参加者グループを
1名の指導者が担当します。
- (6) Q&Aシステム
電話、FAX、メール等による「整体生活」についてのご相談に認定指導
者がお答えします。
（上記の事業については将来的な状況変化により変更する場合があります）

12. 会員として得た知識、技術について

会員としての活動の中で得た知識、技術については会員独自の活動の中で自由に利用することが出来ます。

但し、井本整体の管理下でない活動については、井本整体は責任を負いません。また、会の趣旨と反する活動については制限を加える場合があります。

【経過措置ほか】

☆2007年1月から3月末日までに入会され、年会費をお支払いになった方については、入会金が免除されます。

☆既に「原点」定期購読を申し込んでいらっしゃる方については、支払い済み期間の購読料（180円×月数）を初年度の年会費から差し引きます。

☆従来の「原点」定期購読のみ（月180円）のお申込は、2007年1月現在、既に定期購読を開始されている方のみ今後も継続して受付けます。

以上

「整体生活の会」しおり（暫定版）

井本整体は、文化的資産とも言える整体の技術体系を正しく発展、伝承することを志向し、整体指導者の育成を行っている団体です。

その中で「井本整体 整体生活の会」は、それらの正しい整体技術を基礎として、広く一般の方を対象に「自らの力による健康なからだ・こころづくり」を推進することを目的とする会員組織です。

ご入会にあたっては、以下の井本整体の基本的な考え方についてご理解いただいたうえでお手続きください。

なお、このしおりは暫定版であり、基本的な内容に変更はない予定ですが、さらに内容を充実させ、2007年4月までに皆さんに配布する予定です。

■「整体」とは

「整体」あるいは「健康なからだ」とは、わかりやすく言えば、「自然治癒力の旺盛なからだ」であり、「思うように動くことのできるからだ」です。これを整体学的に説明すれば、次のとおり要約できます。

◇整体とは「感受性の高いからだ」

からだには、異常があれば、それを感知し、正常に戻そうとする働きがあります。整体とは、からだに本来備わった、このような無意識の調整機能がよく働いているからだということが出来ます。

整体の目的は、病気治しや予防ではなく、体の本来の働きを取り戻すことにより、上手に病気を経過させ、それを利用して健康な体を手に入れることにあります。

◇整体とは「弾力のあるからだ」

偏ったからだの使い方をすることが多い現代生活においては、体の特定の箇処に部分的な疲労が蓄積しやすい状況にあります。そして、その部分疲労が全身の働きを妨げていることが多く、そのために体の感受性も鈍ってしまうのです。

井本整体では、その人に合ったオーグーメイドの整体体操、温浴法、蒸しタオル法などによって、疲労した箇処をゆるめ、自らの力で本来の働きを取り戻すことを提唱しています。

◇整体とは「気の通るからだ」

緩んだからだは、気がよく通ります。気とは、全ての細胞の中にある生命力そのものです。気が全身に充ちていれば、生命力の満ちた「整体」ということができます。気の通る体は、井本整体の提唱する行気法、導気法、呼吸法そして整体体操の実践を通じて得ることが出来ます。

■「整体生活」とは

弾力のあるからだづくりと体の要求に沿った生活の実践によって、自らが思うように十分に活動し、人生を生きること、あるいは、それを目指す生活態度を言います。

■「自らの力による健康なからだ・こころづくり」とは

自分のからだは、自分で守り、育てて行かなければいけません。そのための働きがからだには既に備わっています。

全てを他人にゆだねることは、結果として弱い体をつくることにつながります。「整体生活の会」では、あえて、外からのサポートを「からだの正しい方向付け」のために必要な最小限にとどめ、会員自らの力で整体を実現していただくことを目指します。これによってはじめて自立した「整体生活」が実現できると考えるからです。

但し、西洋医学、医薬品などを全く否定してしまう考え方は井本整体にはありません。その時、その人の状況によってはそれらが必要な場合もあります。ご自身のからだと相談しながら、整体的な見地も参考にされたうえで自らの判断で選択されることをお勧めします。

■整体生活の会のサポート

会員各位の整体生活実現のため、次のようなサポートをいたします。

- ◇整体コンサルティングを通じて、整体体操を中心に、必要かつ正しい整体法の実践法をご指導いたします。
- ◇会員対象セミナー、Q&Aシステムおよび機関紙を通じ、整体の基本的な考え方や具体的な実践方法を知っていただきます。

以上

井本整体

「整体生活の会」入会申込書

私は、井本整体 整体生活の会の「しおり」に記載された会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会を申し込みます。

記

I. 申込者

氏 名	生年月日 (西暦)	職業
	年 月 日生	

入会期間 (年 月) から1年間

II. 家族会員

氏 名	生年月日 (西暦)	職業	続柄
	年 月 日生		
	年 月 日生		
	年 月 日生		
	年 月 日生		

入会期間 (年 月) から1年間

III. 連絡先住所

〒□□□-□□□□

IV. 連絡先電話・FAX・E-mail

電話： _____ FAX： _____ E-mail： _____

【入会金・年会費支払い方法】

■ 東京本部にて現金支払 (月 日予定)

■ 郵便振替 (月 日予定) 口座番号：00120-6-574226 加入者名：有限会社 井本整体

◎この申込書に記載された個人情報については、会員への井本整体関連情報の提供等の「整体生活の会」内部での使用に限定され、ご本人の許可なく他の目的に転用されることはありません。

以上